

JIS

図書館相互貸借応用の サービス定義

JIS X 0808 : 2001

(ISO 10160 : 1997/Amd.1 : 1999)

(2005 確認)

平成 13 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS X 0808には、次に示す附属書がある。

附属書A (参考) 時系列図

附属書B (参考) ILLサービス及び資料の配送

附属書C (規定) 維持機関及び登録機関の任命

附属書D (参考) 参考規格

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成13.1.20

官 報 公 示：平成13.1.22

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会(部会長 棟上 昭男)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室 [☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
3.1 参照モデル定義	2
3.2 応用層構造定義	3
3.3 サービス記法定義	3
3.4 この規格 (ILL) による定義	3
4. 略語	4
5. 記法	5
6. サービスモデル	5
6.1 サービス利用者及びサービス提供者	5
6.1.1 サービス利用者の役割	5
6.2 ILLトランザクション	5
6.3 ILLトランザクションの種別及び構成	6
6.3.1 単純型ILLトランザクション	6
6.3.2 連鎖型ILLトランザクション	6
6.3.3 区分化型ILLトランザクション	7
6.3.4 異なるILLトランザクション	8
6.3.5 転送	9
6.3.6 参照	9
6.3.7 再依頼	10
6.4 ILLトランザクション状態	11
6.4.1 依頼機関状態	12
6.4.2 受付機関状態	12
6.4.3 最終状態	13
6.4.4 中継機関状態	14
6.4.5 ILLトランザクション段階	14
7. サービスの定義	14
7.1 サービスの特性	14
7.1.1 概要	14
7.1.2 ILL依頼	14
7.1.3 依頼転送	15
7.1.4 転送通知	15
7.1.5 発送	15
7.1.6 ILL回答	15

7.1.7	条件付き回答	15
7.1.8	取消し	15
7.1.9	取消し回答	15
7.1.10	受取り	15
7.1.11	返却請求	15
7.1.12	返送	15
7.1.13	確認	15
7.1.14	督促	15
7.1.15	更新	16
7.1.16	更新回答	16
7.1.17	紛失通知	16
7.1.18	汚損通知	16
7.1.19	メッセージ	16
7.1.20	状態照会	16
7.1.21	状態又は誤り報告	16
7.1.22	終了	16
7.2	仕様の指定方法及び記法	16
7.3	ILLの諸サービス	16
7.3.1	ILL依頼サービス ILL-REQUEST	18
7.3.2	依頼転送サービス FORWARD	22
7.3.3	FORWARD-NOTIFICATIONサービス	23
7.3.4	発送サービス SHIPPED	24
7.3.5	LL回答サービス ILL-ANSWER	26
7.3.6	条件付き回答サービス CONDITIONAL-REPLY	28
7.3.7	取消しサービス CANCEL	28
7.3.8	取消し回答サービス CANCEL-REPLY	29
7.3.9	受取りサービス RECEIVED	29
7.3.10	返却請求サービス RECALL	30
7.3.11	返送サービス RETURNED	31
7.3.12	到着サービス CHECKED-IN	31
7.3.13	督促サービス OVERDUE	32
7.3.14	更新サービス RENEW	33
7.3.15	更新回答サービス RENEW-ANSWER	33
7.3.16	紛失通知サービス LOST	34
7.3.17	汚損通知サービス DAMAGED	34
7.3.18	メッセージサービス MESSAGE	35
7.3.19	状態照会サービス STATUS-QUERY	35
7.3.20	状態又は誤り報告サービス STATUS-OR-ERROR-REPORT	35
7.3.21	廃棄サービス EXPIRY	37
8.	プリミティブの順序	38

8.1 メッセージの欠落及び順序誤りに対する弾力性	38
8.1.1 欠落メッセージ	38
8.1.2 順序誤りメッセージ	38
8.2 状態遷移	38
8.3 追加の遷移規則	52
附属書A (参考) 時系列図	55
附属書B (参考) ILLサービス及び資料の配送	62
附属書C (規定) 維持機関及び登録機関の任命	64
附属書D (参考) 参考規格	65
解説	67

白 紙

図書館相互貸借応用の
サービス定義X 0808 : 2001
(ISO 10160 : 1997/
Amd.1 : 1999)Information and documentation—Open Systems Interconnection—
Interlibrary Loan Application Service Definition

序文 この規格は、1997年第2版として発行されたISO 10160, Information and documentation—Open Systems Interconnection—Interlibrary Loan Application Service Definition並びにAmendment 1 (1999) を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、追補 (Amendment) については、編集し、一体とした。

1. 適用範囲 この規格は、JIS X 5003に規定する開放型システム間相互接続の枠組みに基づく応用層規格とする。

この規格は、図書館相互貸借のためのサービスを定義する。MOTIS規格 (JIS X 5004, その他) による蓄積交換メッセージサービス又はJIS X 5601及びJIS X 5701を使用する直接接続モードサービスが提供する通信サービス支援に関連するILLプロトコルの利用によって、これらのサービスが提供される。

このサービスは、通信サービスの上でILLプロトコルによって提供される。通信サービスは、JIS X 5804などのメッセージ指向型文書交換システム (MOTIS) 規格が提供するような蓄積回送メッセージシステムであってもよいし、JIS X 5601及びJIS X 5701を使用した直接コネクション型サービスであってもよい。

この規格は、個々の実装又は製品を規定しない。さらに、計算機システム内のエンティティ又はインタフェースの実装を制約するものでもない。計算機システムは、単体のワークステーションからメインフレームまで考えられる。

この規格は、図書館、総合目録センターなどの情報ユーティリティ及び書誌情報を処理するその他のあらゆるシステムによる利用を目的とする。これらのシステムは、依頼機関 (すなわち、ILL依頼の起動機関)、受付機関 (すなわち、資料又は情報の提供者) 又は中継機関 (すなわち、依頼機関に代わって適当な受付機関を見つける行為を行う代理機関) の役割を通じて、図書館相互貸借 (Interlibrary Loan, 以下、ILLという。) トランザクションにかかわることになる。単純な二者間のやりとりから、多者の参加するやりとりまで、様々な構成形態を使用可能とする。この規格に対しては、適合性のために必要な要件はない。適合性は、ILLプロトコル仕様だけのために必要となる。

備考 この規格の対応国際規格を次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 10160 : 1997, Information and documentation—Open Systems Interconnection—Interlibrary Loan Application Service Definition (IDT)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。

JIS X 0809 : 2001 図書館相互貸借応用のプロトコル仕様—第1部：プロトコル仕様

備考 ISO 10161-1 : 1997, Information and Documentation—Open Systems Interconnection—Interlibrary Loan Application Protocol Specification—Part 1 : Protocol specificationがこの規格と